

令和4年8月10日

市内地域密着型サービス事業所 御中

各務原市健康福祉部介護保険課長

「介護職員等ベースアップ等支援加算」に係る取扱いについて

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、介護保険最新情報 Vol.1082 において示されているとおり、令和4年10月以降に「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定する事業所におかれましては、計画書等の提出について、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- (1) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（別紙様式 2-1）
- (2) 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）（別紙様式 2-4）
- (3) 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙 3-2）
- (4) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-3）

2. 提出期限

加算を取得しようとする月の前々月の末日（当日消印有効）

（例）令和4年10月から加算を取得しようとする場合：令和4年8月31日（水）

（例）令和5年4月から加算を取得しようとする場合：令和5年2月28日（火）

※提出期限に遅れた場合、本加算の算定はできませんのでご注意ください。

3. 提出方法・提出先

窓口、郵送またはメールでご提出ください。

- 窓口：各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（本庁舎2階）
- 郵送：〒504-8555 各務原市那加桜町1-69
- メール：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

4. 添付書類

- ・「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日厚生労働省老健局通知）（介護保険最新情報Vol.1082）

- ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（別紙様式2）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）（別紙1-3）

5. 留意事項

- ・すべての提出書類について、押印は不要です。
- ・根拠資料の提出をお願いする場合がございます。

6. 介護予防・日常生活支援総合事業の指定がある事業所の取り扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業の指定がある事業所で、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合の届出については、下記のとおりご対応ください。

- ・「介護（予防）給付（指定権者：岐阜県）」と「総合事業」を一体的に提供している場合
⇒ 岐阜県に提出した計画書の写しを各務原市に1部提出（「介護（予防）給付」と「総合事業」合わせて1部）
- ・「介護（予防）給付（指定権者：各務原市のみ）」と「総合事業」を一体的に提供している場合
⇒ 計画書を各務原市に1部提出（「介護（予防）給付」と「総合事業」合わせて1部）

7. 参考

市ウェブサイトの様式を掲載しておりますので、ご参考ください。

- 介護職員等ベースアップ等支援加算について（令和4年10月から適用）



URL : <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1015949.html>

- 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について



URL : <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009135.html>

各務原市	健康福祉部	介護保険課	施設指導係
係長	鈴木	担当	荻、森
メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp		
電話	058-383-2067（直通）		
FAX	058-383-6365		